

# 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

[運営：独立行政法人中小企業基盤整備機構]

取引先が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として迅速に資金繰りをバックアップします。国の法律（※）に基づき、国が全額出資する中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営しています。

※）中小企業倒産防止共済法：昭和52年法律第84号

## ■ 取引先事業者の倒産による連鎖倒産を防ぎます

- ✓ 最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。
- ✓ 共済金の貸付けは「無担保・無保証人」です。
- ✓ 掛金月額額は5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。
- ✓ 掛金の積立限度額は800万円です。
- ✓ 掛金は経費または損金に算入できます。
- ✓ 解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる一時貸付金の制度があります。



## ■ 12ヶ月以上の掛金納付で一部～全額の解約手当金を受け取れます（※）

※）解約手当金は納付月数が12ヶ月未満の場合は掛け捨てとなります。

- ✓ 任意解約：契約者が任意に行う解約
- ✓ 機構解約：契約者が12ヶ月以上の掛金を滞納したとき、または不正行為により共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
- ✓ みなし解約：契約者が死亡（個人事業の場合）、会社解散、会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る）、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなします（共済契約が承継されたときを除く）

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1ヶ月～11ヶ月	0	0	0
12ヶ月～23ヶ月	80	75	85
24ヶ月～29ヶ月	85	80	90
30ヶ月～35ヶ月	90	85	95
36ヶ月～39ヶ月	95	90	100
40ヶ月（3年4ヶ月）以上	100	95	100

単位：%

## ■ 加入条件 ※契約者は法人または個人事業主です。

- ✓ 右表の各業種において、「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する企業または個人事業主。
- ✓ 引き続き1年以上事業を行っている方。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

詳細はお問合せください

中退共制度は、昭和34年に中小企業退職金共済法（※）に基づき設けられた、中小企業の従業員のための国の退職金制度です。安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

※）中小企業退職金共済法：昭和34年法律第160号



## ■ 従業員の退職金制度

- ✓ 掛金月額は5千円～3万円（5千円単位）で従業員ごとに選べます。
- ✓ 掛金の助成制度があります。（新規加入及び増額の場合）
- ✓ 従業員ごとの納付状況や退職金試算額を、事業主へお知らせしますので**管理が簡単**です。
- ✓ 退職金は「独立行政法人勤労者退職金共済機構」より、直接従業員本人へ支払われます。
- ✓ 掛金は**全額非課税**です。

※）掛金の納付が1年未満の場合は、退職金は支給されません。

## ■ 加入条件

右表の各業種において、「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する企業。ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数によります。従業員は一部を除き原則として全員加入です。

業 種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

詳細はお問合せください

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

国の法律（※）に基づき、昭和40年の発足以来、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

※）小規模企業共済法：昭和40年法律第102号

## ■ 経営者退職金の積立に

- ✓ 退職時・廃業時に共済金を受取れます。受取方法は一括・分割・併用のいずれかを選べます。
- ✓ 共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。
- ✓ 掛金月額が1千円～7万円の範囲内（500円単位）で自由を選べます。
- ✓ 掛金は税法上、**全額を小規模企業共済等掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。**また、1年以内の前納掛金も同様に控除できます。
- ✓ 共済契約者の方が納付した掛金の範囲内で、**事業資金等の貸付けが受けられます。**



## ■ 加入条件 ※契約者は個人です。

1. 建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員。
2. 商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員。
3. 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員。
4. 上記1、2に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者。（個人事業主1人につき2人まで）

## ■ ご加入頂けない方の例

1. 配偶者等の事業専従者（共同経営者の要件を満たしている場合を除く）
2. 協同組合、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、社団法人、NPO法人（特定非営利活動法人）などの直接営利を目的としない法人の役員等
3. アパート経営等の事業を兼業している給与所得者（法人または個人事業主と常時雇用関係にある方）
4. 学業を本業とする全日制高校生等
5. 会社等の役員とみなされる方（相談役、顧問その他実質的な経営者）であっても、商業登記簿謄本に役員登録がない場合
6. 生命保険外務員等
7. 独立行政法人勤労退職金共済機構が運営する「中小企業退職金共済制度」「建設業退職金共済制度」「清酒製造業退職金共済制度」「林業退職金共済制度」（以下「中退共済」）の被共済者である場合

詳細はお問合せください